



保健室からのお知らせ



【学校感染症について】

お子様が下記のような感染症にかかれた場合、「欠席」ではなく、「出席停止」になりますので、疑わしい場合は、医療機関を受診のうえ、学校に連絡をお願いします。

新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※この他、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等があります。





【独立行政法人日本スポーツ振興センターについて】

- 対象は、学校管理下（学校生活、登下校）における災害で、窓口支払額が 1500 円（医療点数 500 点）以上の医療費を要した場合です。
- 学校管理下のけがは、福祉医療制度（乳幼児医療・こども医療費制度）より、スポーツ振興センターの災害給付制度が優先して適用されます。
- 担任、もしくは養護教諭から「**医療等の状況**」の用紙をお渡ししますので医療機関への記入を依頼してください。



【その他】

- お子様の健康に関して気になることがある場合は、お気軽に養護教諭までご相談ください。
- スクールカウンセラーが毎週金曜日を中心に来校されますので、相談したい場合は、気軽に担任もしくは、養護教諭へ連絡ください。

